

《いわぎんインターネットバンキング・ライトサービス利用規定》

1. サービス内容

- (1) いわぎんインターネットバンキング・ライトサービス（以下「本サービス」と言います。）は、書面による事前の申込手続なしに、当行所定の仕様を満たすOSおよびブラウザを備えたパーソナルコンピュータ（当行所定の仕様を満たすOSおよびブラウザを備えたスマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含む、これらを総称して以下「端末機」という）を利用し、お客さまが指定するご本人名義の口座について残高・入出金明細照会など当行所定の取引を行うサービスです。
- (2) 当行が本サービスの取扱内容を変更し、または新たなサービスの取扱を開始する場合、お客さまは当該サービスを利用することができるものとします。ただし、当行が当該サービスの利用資格に制限を設けた場合における本サービスの利用は、当該制限事項の範囲内での利用に限ります。

2. 利用対象者

- (1) 本サービスは、日本国内に居住する個人のお客さまに限るものとします。
- (2) お客さまは、端末機を使用することに起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

3. 利用口座

本サービスで利用できる口座（以下「利用口座」という）は、キャッシュカード発行済みの当行所定の種類の預金口座および当行所定の種類のカードローン口座とします。

4. サービス時間

本サービスは、当行所定の取扱日および取扱時間内に限り利用できるものとします。なお、当行が取扱日および取扱時間を変更する場合は、変更内容をホームページへの掲載により通知いたします。

5. 利用方法

- (1) 本サービスを初めて利用する際は、インターネットに接続した端末機より、当行所定の利用口座情報、カナ氏名、生年月日、届出電話番号、当該口座のキャッシュカード（またはローン専用カード）暗証番号等を入力してください。お客さまが入力した利用口座情報およびキャッシュカード（またはローン専用カード）暗証番号と、当行に登録されている最新の情報の一致により本人確認を行い、本サービスをご利用いただくものとします。また、本サービスの利用に必要な利用者パスワードをインターネット画面の指示に従い登録してください。
- (2) 2回目以降のご利用に際しては、利用口座情報および利用者パスワードをインターネット画面の指示に従い入力してください。お客さまが入力した利用口座情報ならびに利用者パスワードと、当行に登録されている最新の情報との一致により、本サービスをご利用いただくものとしますので、登録いただいた利用者パスワードはお客さまの責任において厳重に管理してください。
- (3) 本サービスのご利用に際し、暗証番号または利用者パスワードを当行所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱を中止します。お客さまが本サービスの再開を希望する場合は、当行所定の手続きを行ってください。また暗証番号等を失念した場合、または変更する場合も同様に当行所定の手続きを行ってください。

6. 電子メールの利用

- (1) 本サービスのご利用に際してはEメールアドレスの登録が必須となります。
- (2) 本サービスの利用者は、当行から利用者への通知・照会手段として、電子メールを利用することに同意するものとします。なお、電話回線の不通等によって通知・照会ができなくても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. サービスの利用停止・解約

- (1) 利用口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとします。
- (2) 利用者に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行はいつでも利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止または解約することができるものとします。
 - ① 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当行において利用者の所在が不明となったとき。
 - ④ 最終利用日から180日以上にわたり、本サービスの利用がないとき。
 - ⑤ 相続の開始があったとき。
 - ⑥ 電子メールを利用する場合、電子メールが3カ月以上不着となった場合。
 - ⑦ 利用者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (3) 本サービスの利用停止および解約は、当行の手続きが完了したときに効力生じるものとします。この手続き完了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 免責事項

- (1) 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全策を講じていたにもかかわらず、公衆電話回線、インターネットなどの通信経路において盗聴がなされたことにより利用者のパスワード、取引情報などが漏洩した場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱に遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行ったうえで送信者を利用者のみならずとみなして取扱いを行った場合は、端末、ソフトウェア、パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) システムの更改・障害時にはサービスを停止させていただく場合がありますが、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 本サービスのために利用できる端末は、当行所定の仕様を満たす端末機に限ります。お客さまが、当行が動作確認を行った以外のハードウェアまたはソフトウェア環境において、あるいはセキュリティ確保のため設けられた各種機能を利用することなく本サービスを使用した場合、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
- (6) 利用者は、本サービスの利用にあたり利用者自身が所有管理する端末機を利用し、通信媒体が正常に稼働する環境については利用者の責任において確保してください。当行はこの規定により端末機が正常に稼働することを保障するものではありません。端末機が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 反社会的勢力の排除

(1) 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 利用者は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは脅威を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

10. 規定の変更

(1) この規約の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規約の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

11. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、いわぎんICキャッシュカード規定をはじめとする各種規定により取り扱います。

12. 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2020年3月23日現在)